

#### 4.1.5 国際交流

##### 【評価項目 7-0-1】 国際交流（国内外における教育研究交流）

- （必須要素）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- （必須要素）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- （選択要素）外国人教員の受け入れ体制の整備状況、運用の適切性
- （選択要素）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

##### <2003年度に設定した目標>

1. 海外協定校との相互協力を通じた、異文化理解促進のための人的ネットワーク作り
2. 外国人教員の受け入れの推進、及びそのための体制の整備と本学教員の派遣の推進

##### （現状の説明）

1977年以来、国際交流の必要性の認識の下に全学的に策定された国際交流推進のための基本方針に則り、法学部においても、学生および教員の研究教育交流を推進している。

学生については、国際的センスを有する法曹人養成はもとより、国際的ビジネスの分野や国際機関において法学・政治学的素養を基礎に活躍できる人材、あるいは国内においてもグローバルな視野をもって企業法務や公共政策の策定等に携わる人材の育成を目指している。そのために、コミュニケーションの手段として実用的な語学力を身につけさせること、また在学中から文化的多様性への感性を高め、異文化に対する理解力と自文化を相対化する能力を養うため、全学の交換学生プログラム等への参加を奨励している。

また、本学学生に対して国際理解教育プログラムとして実施している夏季外国語研修プログラム、および海外の協定校において集中した外国語教育を受けることができる中期留学制度についても、法学部所属言語教育担当教員等の協力を得て、毎年実施している。

外国人留学生および交換学生の受け入れについては、主として中国および韓国からの学生を受け入れている。外国人学生の受け入れは、日本人学生の国際理解を促進すると共に、将来においてアジアにおける法制度・政治制度の整備に直接的または間接的に貢献することが期待されている。

学生の国際交流の概要およびその参加者数は次のとおりである。交換留学生については受け入れおよび派遣共に大きな変化は見られないが、外国人留学生の受け入れについては、近年大幅な増加がみられている。

学生交流	外国人学生の受け入れ		日本人学生の派遣	
	交換学生*	外国人留学生	交換学生	英語中期留学
1999年度	3			1
2000年度	1			3
2001年度	2	4	1	3
2002年度	1	8	2	8
2003年度	2	10	2	2
2004年度	3	14	2	2

\*大学院留学生を含む。当該年度における新規の受入数のみ記載している。

他方で教員については、全学の教員交流支援制度を活用し、客員教員および客員研究員の受け入れを行ってきた。法学部では、客員教員および客員研究員に対して法学部棟の中に研究室を提供し、専任教員との日常的交流が行われる中での研究環境を保障している。また、客員教員の受け入れを通じた学問研究の活性化のために、本学教員および大学院生等も参加する特別研究会を開催している。

教員受入	客員教員の受入状況		客員教員による研究会報告		
	客員教員	客員研究員	客員教員	客員研究員	招待者他*
1999年度	2	2	2	1	
2000年度	3	1	2	1	2
2001年度	3	1	3		5
2002年度	3		2		3
2003年度	1				3
2004年度	3	1	2	1	

\*「招待者等」とは客員教員・客員研究員以外の者によるもので、名誉学位記記念講演会における講演を含む。

教員の海外派遣の状況は次のとおりであり、年度により変動はあるが、短期の海外出張者を中心に国際交流を推進している。延べ人数では、各年度において、ほぼ教員全員の半数が海外留学または海外出張を行っていることになる。

教員派遣		短期派遣					長期派遣				
		KG1*	KG2*	KG3*	KG4*	計	KG1*	KG2*	KG3*	KG4*	計
2002年度	新規		2	3	20	25					
	継続		1			1		1			1
2003年度	新規				16	16		1			1
	継続		1			1					
2004年度	新規			3	24	27					
	継続										

\*KG1=協定に基づく派遣；KG2=ランバス留学生、学院留学生、補助留学生、学院外留学生；KG3=国際共同研究交通費補助申請者、国際学会・会議報告者等助成金申請者；KG4=海外出張者（海外出張計画書提出者）

なお、大学全体の国際交流協定にもとづき、法学部においても各国の諸大学との教育・研究上の交流を行ってきたが、とりわけ法学部では、吉林大学法学院・行政学院を中心とした中国の各大学、およびカナダの各大学との交流を密にすすめ、客員教員、客員研究員の受け入れや派遣などに積極的に取り組んでいる。

#### （点検・評価の結果）

全学の国際交流の活性化という目標に沿って、法学部も学生および教員の国際交流の拡大を目指しており、その目的は着実に達成されている。ただし、学生交流および教員交流の成果を長期に亘って法学部の研究教育の高度化に活かしていくために、事後的なフォローアップ体制をどのように整えるかということが課題である。更に、法学部が独自に、その専門領域での特性を活かした国際交流を実施するために、法学部主体の国際交流の方途を探ることも今後の課題である。

(改善の具体的方策)

学生交流および教員交流のフォローアップについては、長期的視点に立ち、国際交流の状況を整理し、データベース化して保存することによって、個々の国際交流を一過性のものとしないう工夫する必要がある。その一環として、客員教員および客員研究員については、事後的な情報交換およびコミュニケーションの継続化を図るための方策について検討が必要である。